

墨田区監査委員公告第 6 号

令和4年10月18日付けで提起のあった住民監査請求（墨田区議会議長の報酬返還に関する件）に係る監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき結果を公表する。

令和4年12月15日

墨田区監査委員 浜 田 将 彰

同 井 尾 仁 志

同 大 清 水 善 信

同 沖 山 仁

# 墨田区住民監査請求監査結果

(墨田区議会議長の報酬返還に関する件)

令和4年12月13日

墨田区監査委員

## 住民監査請求の監査結果

### 第1 請求の受付

#### 1 請求人

住所 墨田区

氏名 A

#### 2 請求書の提出

墨田区職員措置請求書（令和4年10月18日付け。別紙1のとおり。以下「請求書」という。）は、本件請求に関するインターネット記事等の事実証明書が添付され、同月19日に郵送により墨田区監査委員事務局（以下「事務局」という。）に到達した。

#### 3 請求書の補正依頼

請求書に記載すべき事項に漏れ等があるため、令和4年10月24日付けで、監査委員から請求人に対し補正を依頼した。

#### 4 補正書の提出

(1) 補正書（令和4年10月27日付け。別紙2のとおり。以下「補正書1」という。）は、同月31日に郵送により事務局に到達した。

(2) 補正書（封筒に令和4年11月3日の記載あり。別紙3のとおり。以下「補正書2」という。）は、同日に墨田区役所夜間休日受付に提出され、同月4日に事務局に到達した。

#### 5 請求書の内容

請求書、補正書1及び補正書2の趣旨は、概ね次のとおりである。

(1) 「だれが」「いつ、どのような財務会計上の行為を行っているのか」

**主張①**墨田区長が、墨田区議会議長の木内清氏が議長としての職責を果たしていないことがマスコミ報道・区議会ホームページ上で明確に確認されているにもかかわらず、同氏に対して議員報酬を支給している。

(2) 「その行為は、どのような理由で違法又は不当であるか」

**主張②**墨田区議会基本条例第9条には、「議長は、公正に職務を遂行するとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない」とあるが、木内議長は、これに反し、議会当日に正当な事由なく退席し、議長としての職務を果たしていないことが区議会ホームページで確

認できている。社会通念上、職務を全うしない議長に対して報酬を与える行為は、不当である。

(3) 「その行為により、どのような損害が生じているのか」

ア 主張③木内議長が議会を進行すべき職責を全うしないことは、区民等への福祉増進を図る機会を損失させている。

イ 主張④木内議長には、議長任期について変更を提起する機会は何度もあったはずだが、議会改革を行わず、報酬目当てと見られても仕方ない議長を続投していることは、アのとおり区民への不利益である。

ウ 主張⑤木内議長が主宰すべき各派交渉会を欠席していることは、議長の職責を果たしているとは言えず、アのとおり区民への不利益である。

エ 主張⑥マスコミ各社から、木内議長の区議会の退席行為等が報道され、社会に与える影響がよろしくない状況である。

(4) 「どのような措置を請求するのか」

主張⑦木内議長が議会を退席した日数、各派交渉会を欠席した日の相当分の報酬を議長の報酬（913,000円）から返還させるべきである。

## 6 請求の要件審査

本件は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第24条第1項による住民監査請求の要件を備えているものと認め、令和4年10月19日付けで請求書を受理し、監査を実施した。

## 第2 監査の実施

### 1 監査対象事項

本件監査請求に係る監査対象事項は、請求書、補正書1及び補正書2に記載されている請求の趣旨を勘案し、次のとおりとする。

- (1) 木内議長は、本会議を正当な理由なく退席し、各派交渉会を欠席しており、議長としての職務を果たしていない。職務を全うしていない議長に対して、区長が議員報酬を支給していることは不当である。（主張①及び主張②部分）
- (2) こうした行為により、区民の福祉増進を図る機会が損失しており、区民の不利益であり、マスコミ報道により社会に与える影響がよろしくない状況である。（主張③、主張④、主張⑤及び主張⑥部分）
- (3) したがって、木内議長が本会議を退席した日、各派交渉会を欠席した日の相当分の報酬について、区長は議長の報酬月額（913,000円）から返還させるべきである。（主張⑦部分）

2 監査対象部局  
区議会事務局

3 請求人からの証拠の提出及び請求人の陳述

(1) 証拠の提出

請求人に対して、請求書の補正依頼の際に、法第242条第7項の規定に基づき、令和4年10月24日付けで証拠の提出の機会を与えた。

請求人からは、補正書1の提出の際に、令和4年度定例会6月議会における木内議長の不信任動議に係る「議決議案等と各議員の賛否の状況」及び会議録の一部の提出があった。

なお、請求人からは本件報酬が実際に支出されたことを示す証拠書類は提出されなかったが、監査対象部局に係る書類の提出を求めることができるため、この事実証明に係る資料の追加提出は請求人に求めなかった。

(2) 請求人の陳述

請求人からは、請求書の提出時に「陳述は希望しない」旨が文書で提出された。請求人の陳述は法第242条第7項によるものであり、請求人が希望すれば開庁時間以外の日時における対応や代理人による陳述も可能である旨を事務局から伝えたが、請求人の意向に変更はなかったため陳述の機会は設けなかった。

4 監査対象部局の弁明及び関係職員の陳述

(1) 弁明書

令和4年11月8日、法第199条第8項の規定に基づき、監査対象部局である区議会事務局に対して弁明書及び証拠書類の提出を求めた。さらに、同月17日、関係書類の提出を求めた。同月18日に提出された弁明書（別紙4）の趣旨は、概ね次のとおりである。

ア 請求人の主張①の「墨田区議会議長の木内清氏が議長としての職責を果たしていない」については、昨今のマスコミ報道等を捉えた率直な意見として、重く受け止めている。この間の議会運営に係る状況については、議事機関としての区議会の規律上の問題であることから、区議会の自律的な解決（正常化）に委ねるのが原則であるが、今後、区政運営に支障が生じるおそれがある場合は、区を統括する首長として、必要な改善を区議会に求めていく。

イ 請求人の主張②及び主張⑦のうち、「退席」及び「欠席」の部分については、事実の一端として認める。なお、請求人の主張②の「議長としての責務を果たしていない」については、木内議長の「退席」及び「欠席」によ

り区議会における議案等の審議に著しい遅延等の支障は生じておらず、区政運営への支障もない以上、木内議長が職務を果たしているかどうかの判断は、議事機関である区議会が内部における規律上の問題として自律的に決定すべき事項であることから、不知とする。

ウ 請求人の主張③については、木内議長が職務を全うしていないかどうかはイのとおり区議会内部における規律上の問題であることから不知であるほか、これまで区議会における議案等の審議に著しい遅延等の支障は生じておらず、区政運営への支障もないことから、区民の福祉増進の機会を損失させているとまでは認められない。また、議長の職務には議会（本会議等）運営のほか、決裁事務、区議会代表としての公式行事等への出席・あいさつ、特別区議会議長会での職務等があるが、これらの一定の職務を遂行している。

エ 請求人の主張④については、木内議長に対する評価はイのとおり不知であるほか、木内議長の言動に起因した具体的な損失の発生や不利益が生じているとまでは認められない。

オ 請求人の主張⑤については、木内議長が職務を果たしていないかどうかはイのとおり不知であるほか、木内議長の欠席により各派交渉会の議事運営に著しい遅延等の支障が生じた事実や具体的な不利益が生じているとまでは認められない。

カ 請求人の主張⑥については、マスコミ報道による世論への影響は否定できないが、区民を含む社会の受け止め方は様々であり、墨田区に対して一定の批判的な世論が形成されるまでの状況には至っていないことから、「社会に与える影響がよろしくない」との評価は客観性を欠いている。

キ 請求人の主張⑦については、区議会議員の報酬は、「墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」（昭和31年墨田区条例第17号。以下「報酬条例」という。）第2条別表において議長報酬の月額が定められており、これに基づき証拠書類として提出した支出命令に関する決裁文書の写し及び例月給の支出に関する書類のとおり、適正に報酬の支出を行っているところである。一方、議員報酬の減額については、報酬条例第2条の2第1項により「連続して180日を超えて本会議及び委員会を欠席した場合」に限られていることから、本件の場合、この要件には該当せず、また、他に議員報酬の減額を定める法令はない。以上のことにより、本件公金の支出に違法不当な点はない。なお、木内議長が墨田区議会基本条例第9条に規定する議長の職務を遂行しているかどうかの判断については、議事機関である区議会が内部において、規律上の問題として自律的に決定すべき事項であることから、不知とする。

ク 以上のことから、本件請求を棄却するとの決定を求める。

(2) 関係職員の陳述

令和4年11月24日、法第199条第8項の規定に基づき、関係職員である区議会事務局長及び次長から請求に対する監査対象部局の見解について陳述を聴取した。その際、弁明を補足する新たな陳述はなかったが、監査委員からの質問における主な陳述は、次のとおりである。

また、同日の陳述聴取の際に、木内議長が欠席し、又は退席した会議体の名称と日付が分かる関係書類の追加提出を求めた。

ア 木内議長に対しては、令和4年度定例会6月議会(令和4年6月13日)において「議長不信任動議」が、同9月議会(同年9月30日)において「議長辞職勧告決議」がそれぞれ可決されている。議長の任期については、法では「議員の任期による」(第103条第2項)とされており、今期の議員の任期は、令和5年4月30日までである。しかし、墨田区議会では、これまで議長は概ね1年間で辞職する慣例がある。木内議長は、令和3年度定例会招集議会(令和3年5月27日)において議長に選出されたが、今般、その慣例によらず辞職しないという異例の対応がその背景にある。なお、当該動議及び決議には、法的拘束力はない。

イ 木内議長からは、自らが出席することによる混乱を避けるためと思われるが、各派交渉会、委員会等の欠席届が提出されているほか、本会議も開会冒頭や途中で退席している。議長の委員会出席には、委員として出席する場合と委員となっていない委員会に法第105条に基づき特別出席者として出席し発言する場合があるが、これほど頻繁に本会議を退席し、特別出席者として委員会を欠席していることは、異例の事態である。

ウ 各派交渉会は、各会派間の連絡調整を図り、議会の円滑な運営を期することを目的として設けられた議会内部の会議体であり、議長が招集・主宰し協議する場である。木内議長は、現在各派交渉会を招集しているものの欠席しているため、副議長が主宰している。各派交渉会における協議内容については、区議会事務局から木内議長に事後報告している。

エ 弁明書において「木内議長の「退席」及び「欠席」により区議会における議案等の審議に著しい遅延等の支障は生じておらず」としているのは、議長の出席をめぐり本会議や委員会の開会時間が長くなることはあっても、議決行為が滞るような事態にはなっていないためである。なお、本会議を木内議長が退席したときは、副議長がその席に着き職務を代行している。木内議長が特別出席者として欠席した委員会では、副議長が出席し職務を代行している。ただし、副議長が委員となっている委員会には、特別出席者たる議長が欠席しているため、特別出席者が不在の状況である。

また、「区政運営への支障もない」としているのは、予算の執行、条例の施行、契約の締結などには、支障は生じていないためである。

オ 議員報酬の支払については、総務部に併任されている区議会事務局長が年度内の支出決定を行うとともに、同じく併任されている区議会事務局次長が一月ごとの支出命令書の決定を行っており、支払者は区長である。

### 第3 監査の結果及び理由

#### 1 監査の結果

本件請求を棄却する。

#### 2 理由

##### (1) 関係法令の確認

###### ア 議員報酬の支給

地方公共団体の議員報酬については、地方公共団体は議員に対し議員報酬を支給しなければならない(法第203条第1項)、議員報酬の額及びその支給方法は条例で定めなければならない(同条第4項)とされている。

その規定を受けて、報酬条例において、墨田区議会議員の報酬月額を定めており、議長が913,000円、副議長が784,000円、委員会委員長が649,000円、同副委員長が626,000円、その他の議員が607,000円(第2条・別表)とされている。また、その職に就いた日からそれぞれ議員報酬を支給する(第3条第2項)とされている。

ただし、「墨田区議会議員の議員報酬の特例に関する条例」(令和4年墨田区条例第44号)により、令和4年12月1日から、議長の議員報酬の月額は、その他の議員の議員報酬の月額に相当する額とされている。

###### イ 議員報酬の減額

報酬条例において、議員が連続して180日を超えて本会議及び委員会を欠席した場合は、当該議員の議員報酬を減額して支給する(第2条の2第1項)とされている。

##### (2) 事実関係の確認

###### ア 木内議長への議員報酬支払

令和4年度の11月分までの議員報酬は、令和4年4月1日付け4墨議第14号「令和4年度 墨田区議会議員報酬等の支出について」(別紙5)及び毎月の支出命令書(別紙6及び別紙8)により、区長が支出している。木内議長に対しては、毎月、報酬条例の規定どおり913,000円が支払われている。



#### イ 木内議長の欠席及び退席状況

木内議長が令和4年5月から11月までの間に開会された各派代表者会、各派交渉会、委員会及び本会議を欠席・退席した状況は、木内議長の欠席届（別紙7）及び「木内議長の議会欠席又は退席状況」（別紙9）のとおりである。

（ア）各派代表者会及び各派交渉会は、欠席している。

（イ）委員会については、法第105条に基づく特別出席者としては欠席しているが、自ら委員となっている委員会には出席している。

（ウ）本会議は、開会冒頭や途中で退席しているが、欠席ではなく出席として扱われている。

#### （3）判断

区長は、法及び報酬条例の規定に基づき、議員がその職に就いた日から同条例に定められた額の議員報酬を毎月支給しなければならない。かつ、議員報酬を減額するのは、報酬条例第2条の2第1項に規定する「連続して180日を超えて本会議及び委員会を欠席した場合」に限られている。

木内議長が欠席している各派代表者会及び各派交渉会は、議会内部の会議体であり「本会議及び委員会」には該当しない。委員会における特別出席者としての欠席が「欠席」に当たるかどうかは疑義があるものの、この間開会された自らが委員となっている委員会及び本会議には出席している。こうしたことから、「連続して180日を超えて」欠席した状況になく、報酬減額の要件には該当しない。

また、報酬条例第2条の2第1項に定める事由以外に報酬を減額する法令や区長に裁量を認めた規定が存在しない以上、請求人の主張①及び主張②の木内議長の職責や職務に係る部分並びに主張③、主張④、主張⑤及び主張⑥は、報酬減額の理由とはならない。

したがって、請求人の主張①及び主張②に係る木内議長に報酬条例の規定どおり月額913,000円の報酬を支出した区長の行為については、法及び報酬条例の規定に違反するところはなく、適正に執行されているものと言える。

以上のことから請求人の主張⑦には、理由がないものと認める。

#### （参考資料）

- 1 請求書（別紙1）
- 2 補正書1（別紙2）
- 3 補正書2（別紙3）

（注）1及び2に添付された事実証明書及び証拠書類の添付は、省略する。

- 4 弁明書（別紙4）
- 5 証拠書類（弁明書に添付されたもの）
  - （1）支出原議「令和4年度 墨田区議会議員報酬等の支出について」（別紙5）
  - （2）支出命令書（令和4年5月分～10月分）（別紙6）  
（注）「墨田区議会基本条例」及び「墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」の添付は、省略する。
- 6 関係書類（区議会事務局から提出されたもの）
  - （1）木内議長の欠席届（別紙7）
  - （2）支出命令書（令和4年11月分）（別紙8）
  - （3）木内議長の議会欠席又は退席状況（別紙9）  
（注）令和4年度5月臨時会、令和4年度定例会6月議会、同9月議会及び同10月緊急議会の会議録（一部）の添付は、省略する。

（参考法令）

- 1 地方自治法（抜粋）及び墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（抜粋）

監査委員による監査を求める場合は次の書式です。

## 墨田区職員措置請求書

(請求の対象とする執行機関・職員に関する) 措置請求の要旨

### 1 請求の要旨

○次の事項について、記載してください。

○だれが (請求の対象となる職員)

- ・いつ、どのような財務会計上の行為を行っているのか
- ・その行為は、どのような理由で、違法または不当であるか
- ・その行為により、どのような損害が生じているのか
- ・どのような措置を請求するのか

### 2 請求者

住 所

氏 名 (自署)

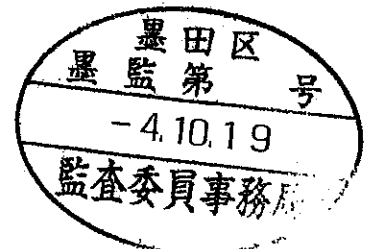
地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

2022 年 10 月 18 日

墨田区監査委員 (あて)

(注) 縦書きでも差し支えありません。

(注) 事実証明書とは、「事実を証明する書面」のことです。



# 住民監査請求書

## 請求の要旨

木内清議員について、本会議の進行を副議長に譲るなど、議会運営の混乱を招いている。木内議長は議長としての職責や品格を忘れ、ただ自身の地位に固執し、議会運営に支障をきたしている

本議会を正当な事由なく退席した会議は議会の職務を全うしたとは社会通念上言えず、報酬から相当分を返還すべきである。

広く墨田区議会の議長が職務を全うせず、マスコミ各社から大きく報道されたことから社会的影響も大きく、墨田区の名誉を傷つけるものであり、子ども目にも触れる情けない事態であることは火を見るより明らかである。

令和 4 年 10 月 27 日

墨田区監査委員あて

請求人（自書）

（住所）

（氏名）

補正書

## 1 請求の要旨について

○次の事項について、記載してください。

- ・だれが（請求の対象となる職員） 墨田区長 山本 亨様
- ・いつ、どのような財務会計上の行為を行っているのか

墨田区議長の木内清さんが墨田区議会の議長としての職務を果たしていない事がマスコミ報道・墨田区議会ホームページ上で明確に確認されているにも関わらず、議員報酬を支給している点について。

- ・その行為は、どのような理由で、違法または不当であるか

墨田区議会基本条例第 3 章の第 9 条「議長は公正に職務を遂行するとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない」とあるが、これに反する木内清議長の行為として、墨田区議会の当日に正当な事由なく退席し、議長としての職務を果たしていないことが墨田区議会のホームページ上の映像配信で確認できている。社会通念上、職責を全うしない議長に対して報酬を与える行為が不当と考える。

- ・その行為により、どのような損害が生じているのか

・墨田区令和 4 年定例議会（6 月）の会議録を見る通り、下記の損害を墨田区民に不利益を与え、また広く社会に悪影響を与えている。

- ① 議会を進行すべき職責を全うしないことは、区民等への福祉の増進を図る機会を損失させいる。
- ② 木内議長には議長の任期について変更を提起する機会は何度もあったはずだが



議会改革をおこわず、報酬目当てと見られても仕方ない議長を続投していることは①の通り区民への不利益である。

③ 木内議長が主催すべき各派交渉会を欠席していることは議長の職責を果たしていないことは①の通り区民への不利益である。

④ マスコミ各社から木内清議長の議会退席行為等が報道され、社会に与える影響がよろしくない状況である。

・どのような措置を請求するのか

墨田区議長の木内清が議会を退席した日数・各派交渉会を欠席した日の相当分の報酬を議長の報酬から返還させるべきである

(議会開催月：2022年6月、9月)(各派交渉会は開催日は区民には不明)。

以上

墨田区監査委員あて

請求人(自書)(住所)  
(氏名)

補正書

1 請求の要旨について ○次の事項について、記載してください。

・だれが(請求の対象となる職員) 墨田区長 山本 亨様

・いつ、どのような財務会計上の行為を行っているのか

墨田区議長の木内清さんが墨田区議会の議長としての職務を果たしていない事が  
マスコミ報道・墨田区議会ホームページ上で明確に確認されているにも関わら  
ず、議員報酬を支給している点について。

・その行為は、どのような理由で、違法または不当であるか

墨田区議会基本条例第 3 章の第 9 条「議長は公正に職務を遂行するとともに、議会の品位  
を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない」とあるが、これに反する  
木内清議長の行為として、墨田区議会の当日に正当な事由なく退席し、議長としての職務を  
果たしていないことが墨田区議会のホームページ上の映像配信で確認できている。社会通  
念上、職責を全うしない議長に対して報酬を与える行為が不当と考える。

・その行為により、どのような損害が生じているのか

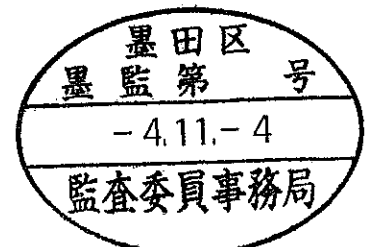
・墨田区令和 4 年定例議会(6 月)の会議録を見る通り、下記の不利益を墨田区民に与え、  
また、広く社会に悪影響を与えている。

1 議会を進行すべき職責を全うしないことは、墨田区民等への福祉の増進を図る機会  
を損失させている。

2 木内議長には議長の任期について変更を提起する機会は何度もあったはずだが、  
議会改革をおこわず、報酬目当てと見られても仕方ない議長を続投しているこ  
とは、1 の通り墨田区民への不利益である。

3 木内議長が主催すべき各派交渉会を欠席していることは議長の職責を果たして  
いえず、1 の通り墨田区民への不利益である。

4 マスコミ各社から、木内清議長の区議会の退席行為等が報道され、社会に与える影響  
がよろしくない状況である。



・どのような措置を請求するのか

墨田区議長の木内清が議会を退席した日数・各派交渉会を欠席した日の相当分の報酬を議長の報酬（913,000 円）から返還させるべきである。

（議会開催月:2022 年 6 月、9 月）（各派交渉会は開催日は区民には不明）。

以上





4 墨総総第 1141 号  
令和 4 年 11 月 16 日

墨田区監査委員 浜田 将彰 様  
同 井尾 仁志 様  
同 大清水 善信 様  
同 沖山 仁 様

墨田区長 山本 亨



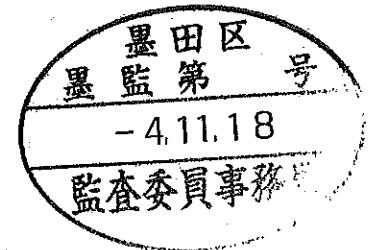
弁 明 書

請求人が令和 4 年 10 月 18 日付けで提起した住民監査請求について、下記のとおり弁明します。

記

1 弁明の趣旨

本件請求を棄却するとの決定を求める。



2 事実の認否

- (1) はじめに、住民監査請求人の請求の要旨に記載されている「墨田区議会議長の木内清氏が、議長としての職務を果たしていない」との主張については、昨今のマスコミ報道等を捉えた率直な意見として、重く受け止めている。この間の議会運営に係る状況については、議事機関としての区議会の規律上の問題であることから、区議会の自律的な解決（正常化）に委ねるのが原則であるが、今後、区政運営に支障が生じるおそれがある場合は、区を統括する首長として、必要な改善を区議会に求めていく。

以上、私の基本的な考え方を述べた上で、本件請求については、公金の支出に係る適法性及び妥当性の有無が争点であることから、この部分に論点を絞って陳述する。

なお、本件請求は、議会運営等に係る内容が中心であることから、日々の実務を所掌する区議会事務局（区長部局併任職員）への事情聴取に基づき以下に記載する。

- (2) 請求の要旨（補正書を含む。）のうち、「木内清議長の行為として、墨田区議会の当日に正当な事由なく退席し、議長としての職務を果たしていない」との主張のうち、「退席」及び「欠席」の部分については、事実の一端とし

て認める。

なお、後段の「議長としての職務を果たしていない」との主張については、木内議長の「退席」及び「欠席」により区議会における議案等の審議に著しい遅延等の支障は生じておらず、区政運営への支障もない以上、木内議長が職務を果たしているかどうかの判断は、議事機関である区議会が内部における規律上の問題として自律的に決定すべき事項であることから、不知とする。

また、請求人は、補正書中の①から④までに掲げる事項を理由に、「損害を墨田区民に不利益を与え、また、広く社会に悪影響を与えている。」と断定し、それをもって、「社会通念上、職責を全うしない議長に対して報酬を与える行為が不当と考える。」と主張している。

したがって、この主張の根拠となっている①から④までの事項に係る事実の認否について陳述する。

まず、①の「議会を進行すべき職責を全うしないことは、区民等への福祉の増進を図る機会を損失させている。」との主張について、木内議長が職責を全うしていないかどうかについては、先述したとおり区議会内部における規律上の問題であることから不知であるほか、これまで区議会における議案等の審議に著しい遅延等の支障は生じておらず、区政運営への支障もないことから、区民の福祉増進の機会を損失させているとまでは認められない。

また、議長の職務には議会（本会議等）運営のほか、決裁事務、区議会代表としての公式行事等への出席・あいさつ、特別区議会議長会での職務等があるが、これらの一定の職務を木内議長が遂行している事実は、区議会事務局に確認済みである。

次に、②の「木内議長には議長の任期について変更を提起する機会は何度もあったはずだが議会改革を行わず、報酬目当てと見られても仕方ない議長を続投していることは、①のとおり区民への不利益である。」との主張について、木内議長に対する評価は、先述したとおり区議会内部の規律上の問題であることから不知であるほか、木内議長の言動に起因した具体的な損失の発生や不利益が生じているとまでは認められない。

次に、③の「木内議長が主催すべき各派交渉会を欠席していることは議長の職責を果たしていないことは①のとおり区民への不利益である。」との主張について、木内議長が職責を果たしていないかどうかは、先述したとおり区議会内部の規律上の問題であることから不知であるほか、木内議長の欠

席により各派交渉会の議事運営に著しい遅延等の支障が生じた事実や具体的な不利益が生じているとまでは認められない。

次に、④の「マスコミ各社から木内清議長の議会退席行為等が報道され、社会に与える影響がよろしくない状況である。」との主張について、マスコミ報道による世論への影響は否定できないが、区民を含む社会の受け止め方は様々であり、墨田区に対して一定の批判的な世論が形成されるまでの状況には至っていないことから、「社会に与える影響がよろしくない」との評価は客観性を欠いている。

### 3 弁明の理由

#### (1) 関係法令

議長の責務については、墨田区議会基本条例第9条において「議長は、公正に職務を遂行するとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない」と規定されている。

他方、区議会議員の報酬については、地方自治法第203条にその根拠規定があり、これに基づき制定された「墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」第2条に基づき支給をしている。

なお、議長の欠席（職務代理）については、地方自治法第106条に「普通地方公共団体の議会の議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う」旨、規定されている。

#### (2) 弁明事実

木内清議長が議会を退席した日数・各派交渉会を欠席した日の相当分の報酬を議長の報酬（913,000円）から返還させるべきであるという措置請求に対しては、区議会議員の報酬は、「墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」第2条別表において議長報酬の月額が定められており、これに基づき証拠書類として提出した支出命令に関する決裁文書の写し、及び例月給の支出に関する書類のとおり、適正に報酬の支出を行っているところである。

一方、議員報酬の減額については、同条例第2条の2により、「連続して180日を超えて本会議及び委員会を欠席した場合」に限られていることから、本件の場合、この要件には該当せず、また、他に議員報酬の減額を定める法令はない。

以上のことにより、本件公金の支出に違法不当な点はない。

なお、木内議長が墨田区議会基本条例第9条に規定する議長の職務を遂

行しているかどうかの判断については、議事機関である区議会が内部において、規律上の問題として自律的に決定すべき事項であることから、不知とする。


4 証拠書類

墨田区議会基本条例の写し 1通

墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の写し 1通

本件支出命令に関する決裁文書の写し 1通

例月給の支出に関する書類（令和4年5月分から同年10月分まで） 6通

記号・番号	4墨議 第14号		取扱上の注意	
収 受			発信元文書	
起 案	令和 4年 4月 1日	分 類 名	64 議員報酬 01 議員報酬	
決 定	令和 4年 4月 1日	保 存 年 限	3年	浄書照合
施 行	令和 年 月 日	公 印	不要	発 送
あ て 先			発信者名	
件 名	令和4年度 墨田区議会議員報酬等の支出について			
決 定 (押印・署名)	事務局長		審 査	法務課長
				法務主査
				文書取扱主任
				月 日 4月 1日
審 議	副区長	部長	担当部長	課長
				主査
協 議				
公 開 区 分	公開		非公開の理由	
起 案 者	区議会事務局 議事担当 大胡 三沙緒 (電話：5503)			
1. 支出根拠				
墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例				
2. 支出予定				
(1) 議員報酬 246,204,000円				
(2) 期末手当等 106,142,754円				
*内訳 ・期末手当 105,908,754円 ・差額 234,000円				
3. 支給方法				
議員報酬及び期末手当の支給については、口座振込の方法による。				
ただし、差額については現金で支給する。				
4. 支出科目				
令和4年度 区一般会計				
(款) 議会費				
(項) 議会費				
(目) 議会費				
(細目) 議員報酬及び費用弁償				

(細々目) 議員報酬及び費用弁償

(節) 報酬 (細節) 議員報酬

5 支給日 (別紙支給予定日一覧のとおり。)

(1) 議員報酬

ア 当月分をその月の末日までに支給する。

原則として、毎月25日を支給日とする。ただし、その日が日曜日に当たるときは、その前々日、土曜日又は休日に当たるときはその前日とする。

イ 議員報酬の日割り計算について

墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第3条及び第4条の規定に基づき議員等の職に就いた日及び職を離れた日の属する月の報酬は、在職日数に応じ、日割り計算により支給する。

(2) 期末手当

職員の期末手当に関する規則第8条第1項の例により、6月期期末手当を6月30日、12月期期末手当を12月9日及び3月期期末手当を3月15日に支給する。

(3) 支給日については別紙のとおり全議員に周知する。

6 所得税及び住民税の納付

(1) 源泉徴収所得税及び復興特別所得税

所得税法第185条及び186条、復興財源確保法第28条に基づき、国に対し納付する。

(2) 特別区民税・都民税 (特別徴収分)

地方税法第321条の3に基づき、墨田区に対し納付する。

7. 収入科目

(1) 源泉徴収所得税

4年度 歳入歳出外現金

(款) 保管金

(項) 源泉徴収所得税・復興特別所得税

(目) 源泉徴収所得税・復興特別所得税

議員報酬等支給予定日一覧

区	分	支	給	日	備	考
令和4年	4月分議員報酬	令和4年	4月25日	(月)		
	5月分議員報酬		5月25日	(水)		
	6月分議員報酬		6月24日	(金)		
	6月期議員期末手当		6月30日	(木)	支給率	1.655月
	7月分議員報酬		7月25日	(月)		
	8月分議員報酬		8月25日	(木)		
	9月分議員報酬		9月22日	(木)		
	10月分議員報酬		10月25日	(火)		
	11月分議員報酬		11月25日	(金)		
	12月期議員期末手当		12月9日	(金)	支給率	1.655月
	12月分議員報酬		12月23日	(金)		
令和5年	1月分議員報酬	令和5年	1月25日	(水)		
	2月分議員報酬		2月24日	(金)		
	3月期議員期末手当		3月15日	(水)	支給率	0.25月
	3月分議員報酬		3月24日	(金)		

区分	報酬の月額
議長	913,000円
副議長	784,000円
委員会委員長	649,000円
同 副委員長	626,000円
その他の議員	607,000円

事 務 連 絡  
令 和 4 年 4 月 1 日

議 員 各 位

区議会事務局長  
小 倉 孝 弘

令和4年度議員報酬等の支給日について

標記の件について、下記のとおり取り扱いますので、よろしく願いたします。

記

区	分	支 給 日	備 考
令和4年	4月分議員報酬	令和4年 4月25日(月)	
	5月分議員報酬	5月25日(水)	
	6月分議員報酬	6月24日(金)	
	6月期議員期末手当	6月30日(木)	支給率 1.655月
	7月分議員報酬	7月25日(月)	
	8月分議員報酬	8月25日(木)	
	9月分議員報酬	9月22日(木)	
	10月分議員報酬	10月25日(火)	
	11月分議員報酬	11月25日(金)	
	12月期議員期末手当	12月9日(金)	支給率 1.655月
	12月分議員報酬	12月23日(金)	
令和5年	1月分議員報酬	令和5年 1月25日(水)	
	2月分議員報酬	2月24日(金)	
	3月期議員期末手当	3月15日(水)	支給率 0.25月
	3月分議員報酬	3月24日(金)	

《担当》区議会事務局 庶務係 大胡  
(内線)5503



確認印	
-----	--

# 支出命令書 (一般) 通常

単件 伝票番号 0004891 - 001

年度	4	会計	01 区一般会計	所属	771000 区議会事務局
予算区分	0	現年度予算		起票日	4年 5月 2日
款	01	議会費		決裁区分	2 課長
項	01	議会費		契約方法	5 なし
目	01	議会費		予算現額	352,347,000円
細目	001	議員報酬及び費用弁償		負担行為済額	36,768,299円
細々目	01	議員報酬及び費用弁償		配当残額	315,578,701円
節	01	報酬			
細節	01	議員報酬			
細々節					

億 万 円												
金額				¥	1	6	3	1	2	2	9	9

控除 円 円 円 差引支給額 16,312,299円

件名等 摘要 4 墨議第 14 号決定 令和 4 年 5 月 分区議会議員報酬 (32 名分) の支出  
 納品場所  
 契約番号 検査検収日 年 月 日

請求書 上記の金額を請求します。 4年 5月 2日 支払希望日 4年 5月 25日  
 墨田区長 様 請求書番号 支払方法 随時振込  
 住所 東京都墨田区 [REDACTED]  
 氏名 [REDACTED] 外 31 名  
 金融機関名 [REDACTED]  
 預金種別 [REDACTED] 口座番号 [REDACTED]  
 口座名義人 [REDACTED]

領収書 上記の金額を領収しました。 年 月 日 支払印  
 収入印紙 墨田区会計管理者 様  
 住所 (職名) 氏 名 印



4 / 区一般

起票者 大胡 三沙緒  
 (電話: )

(証拠書類)	<input type="checkbox"/> 下記帳票分を含む	<input type="checkbox"/> 下記帳票に添付

令和4年5月分 議員報酬内訳書

役職名	氏名	報酬	課税対象額	扶養人数	所得税	住民税	弁当金	業引支給額	備考	当日控除				氏名
										国庫等議員退 任給金	その他	退職給付 戻金	業引額合計	
副委員長		626,000	626,000											
		607,000	607,000											
		607,000	607,000											
副委員長		626,000	626,000											
		607,000	607,000											
委員長		649,000	649,000											
委員長		649,000	649,000											
委員長		649,000	649,000											
副委員長		626,000	626,000											
議長	木内 清	913,000	913,000											
副委員長		626,000	626,000											
副委員長		626,000	626,000											
		607,000	607,000											
委員		607,000	607,000											
委員		649,000	649,000											
副議長		784,000	784,000											
副委員長		626,000	626,000											
委員		649,000	649,000											
委員		649,000	649,000											
		607,000	607,000											
委員		649,000	649,000											
		607,000	607,000											
副委員長		626,000	626,000											
		607,000	607,000											
		607,000	607,000											
委員		649,000	649,000											
副委員長		626,000	626,000											
		607,000	607,000											
委員		649,000	649,000											
副委員長		626,000	626,000											
合計		20,456,000	20,456,000											

省略

口座控除 20,456,000 32名  
現金控除 0 0名  
所得税 2,233,401  
+所得控除(口座振込32名分) 2,233,401  
+住民税 1,826,300  
+各種控除 84,000  
= 16,312,299  
口座合計 16,312,299 32名  
現金合計 0 0  
= 41,437,011  
現金合計 16,312,299

確認印

# 支出命令書 (一般) 通常

単件 伝票番号 0009061 - 001

年度	4	会計	01 区一般会計	所属	771000 区議会事務局
予算区分	0	現年度予算		起票日	4年 6月 3日
款	01	議会費		決裁区分	2 課長
項	01	議会費		契約方法	5 なし
目	01	議会費		予算現額	352,347,000円
細目	001	議員報酬及び費用弁償		負担行為済額	57,178,147円
細々目	01	議員報酬及び費用弁償		配当残額	295,168,853円
節	01	報酬			
細節	01	議員報酬			
細々節					

金額	億	万	円
¥	1	6	256,379

控除 円 円 円 差引支給額 16,256,379円

件名等 摘要 4 墨議第 14 号決定 令和 4 年 6 月 分区議会議員報酬 (32 名分) の支出  
 納品場所  
 契約番号 検査検収日 年 月 日

請求書 上記の金額を請求します。 4年 6月 3日 支払希望日 4年 6月 24日  
 墨田区長 様 請求書番号 支払方法 随時振込  
 住 所 東京都墨田区 [REDACTED]  
 氏 名 [REDACTED] 外 31 名  
 金融機関名 [REDACTED]  
 預金種別 [REDACTED] 口座番号 [REDACTED]  
 口座名義人 [REDACTED]

領収書 収入印紙 上記の金額を領収しました。 年 月 日 支払印  
 墨田区会計管理者 様  
 住所 (職名)  
 氏 名 印



4 / 区一般

起票者 大胡 三沙緒  
 (電話: )

(証拠書類)	<input type="checkbox"/> 下記帳票分を含む	<input type="checkbox"/> 下記帳票に添付
	-	-
	-	-
	-	-



確認印

# 支出命令書 (一般) 通常

単件 伝票番号 0013859 - 001

年度	4	会計	01 区一般会計	所属	771000 区議会事務局	
予算区分	0	現年度予算		起票日	4年 7月 7日	
款	01	議会費		決裁区分	2 課長	
項	01	議会費		契約方法	5 なし	
目	01	議会費		予算現額	352,347,000円	
細目	001	議員報酬及び費用弁償		負担行為済額	126,740,618円	
細々目	01	議員報酬及び費用弁償		配当残額	225,606,382円	
節	01	報酬				
細節	01	議員報酬				
細々節						

億 万 円

金額	¥	1	6	2	7	3	5	7	9
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

控除 円 円 円 差引支給額 16,273,579円

件名等 摘要 4 墨議第 1 4 号決定 令和 4 年 7 月 分区議会議員報酬 (3 2 名分) の支出  
 納品場所  
 契約番号

請求書 上記の金額を請求します。 4年 7月 7日 検査検収日 年 月 日  
 墨田区長 様 請求書番号 支払希望日 4年 7月 25日  
 住所 東京都墨田区 氏名 外 3 1 名 支払方法 随時振込  
 金融機関名 預金種別 口座番号 口座名義人

領収書 収入印紙 上記の金額を領収しました。 年 月 日 支払印  
 墨田区会計管理者 様 住所 (職名) 氏 名 印



4 / 区一般

起票者 大胡 三沙緒 (電話 : )

(証拠書類)	<input type="checkbox"/> 下記帳票分を含む	<input type="checkbox"/> 下記帳票に添付

令和4年7月分 議員報酬内訳書

役名	氏名	報酬	課税対象額	扶養人数	所得税	住民税	非済金	索引支給額	加算	通帳別入			氏名
										国庫補助金等	その他	国庫補助金等	
副委員長		626,000	626,000										
副委員長		626,000	626,000										
副委員長		607,000	607,000										
副委員長		784,000	784,000										
副委員長		607,000	607,000										
副委員長		607,000	607,000										
副委員長		607,000	607,000										
副委員長		649,000	649,000										
副委員長		607,000	607,000										
副委員長	木内 清	913,000	913,000										
副委員長		649,000	649,000										
副委員長		626,000	626,000										
副委員長		607,000	607,000										
副委員長		607,000	607,000										
副委員長		607,000	607,000										
副委員長		649,000	649,000										
副委員長		626,000	626,000										
副委員長		626,000	626,000										
副委員長		649,000	649,000										
副委員長		626,000	626,000										
副委員長		649,000	649,000										
副委員長		607,000	607,000										
副委員長		626,000	626,000										
副委員長		649,000	649,000										
副委員長		607,000	607,000										
副委員長		649,000	649,000										
副委員長		626,000	626,000										
副委員長		649,000	649,000										
副委員長		649,000	649,000										
副委員長		626,000	626,000										
副委員長		607,000	607,000										
副委員長		607,000	607,000										
合計		20,456,000	20,456,000										

口座私 20,456,000 32名  
 現金私 0 0名  
 所得税 2,250,721 + 住民税 1,849,800 = 各種控除 81,800 = 16,273,579  
 + 所得税(口座振込32名分) 2,250,721 + 住民税(口座振込24名分) 1,849,800 + 各種控除(口座振込32名分) 81,800  
 口座合計 16,273,579 32名  
 現金合計 0 0名  
 16,273,579

確認印

# 支出命令書 (一般) 通常

単件 伝票番号 0017287 - 001

年度	4	会計	01 区一般会計	所属	771000 区議会事務局
予算区分	0	現年度予算		起票日	4年 8月 2日
款	01	議会費		決裁区分	2 課長
項	01	議会費		契約方法	5 なし
目	01	議会費		予算現額	352,347,000円
細目	001	議員報酬及び費用弁償		負担行為済額	147,196,618円
細々目	01	議員報酬及び費用弁償		配当残額	205,150,382円
節	01	報酬			
細節	01	議員報酬			
細々節					

億 万 円

金額			¥	1	6	2	7	3	5	7	9
----	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

控除 円 円 円 差引支給額 16,273,579円

件名等 摘要 4 墨議第 14号決定 令和 4年 8月 分区議会議員報酬 (32名分) の支出

納品場所

契約番号

検査検収日 年 月 日

請求書 上記の金額を請求します。 4年 8月 2日 支払希望日 4年 8月 25日

墨田区長 様 請求書番号

支払方法 随時振込

住所 東京都墨田区

氏名 外 31名

金融機関名

預金種別 口座番号

口座名義人

領収書 収入印紙

上記の金額を領収しました。 年 月 日 支払印

墨田区会計管理者 様

住所 (職名)

氏 名 印



4 / 区一般

起票者 大胡 三沙緒 (電話: )

(証拠書類)	<input type="checkbox"/> 下記帳票分を含む	<input type="checkbox"/> 下記帳票に添付





確認印

# 支出命令書 (一般) 通常

単件

伝票番号

0021137 - 001

年度	4	会計	01 区一般会計	所属	771000 区議会事務局
予算区分	0	現年度予算		起票日	4年 9月 1日
款	01	議会費		決裁区分	2 課長
項	01	議会費		契約方法	5 なし
目	01	議会費		予算現額	352,347,000円
細目	001	議員報酬及び費用弁償		負担行為済額	167,652,618円
細々目	01	議員報酬及び費用弁償		配当残額	184,694,382円
節	01	報酬			
細節	01	議員報酬			
細々節					

金額		億	万	円
¥	1	6	2	7
	3	5	7	9

控	円	円	円
除	円	差引支給額	16,273,579円

件名等	摘要	4 墨議第 14 号決定 令和 4 年 9 月 分区議会議員報酬 (32 名分) の支出		
	納品場所			
	契約番号	検査検収日 年 月 日		

請求書	上記の金額を請求します。	4年 9月 1日	支払希望日	4年 9月 22日
	墨田区長 様	請求書番号	支払方法	随時振込
	住所	東京都墨田区 [REDACTED]		
	氏名	[REDACTED] 外 31 名		
	金融機関名	[REDACTED]	口座番号	[REDACTED]
	預金種別	[REDACTED]	口座名義人	[REDACTED]

領収書	収入印紙	上記の金額を領収しました。	年 月 日	支払印
		墨田区会計管理者 様		
		住所 (職名)		
		氏名		印



4 / 区一般

起票者 大胡 三沙緒

(電話: )

(証拠書類)	<input type="checkbox"/> 下記帳票分を含む	<input type="checkbox"/> 下記帳票に添付
	-	-
	-	-
	-	-



確認印

# 支出命令書 (一般) 通常

単件 伝票番号 0025212 - 001

年度	4	会計	01 区一般会計	所属	771000 区議会事務局
予算区分	0	現年度予算		起票日	4年10月3日
款	01	議会費		決裁区分	2 課長
項	01	議会費		契約方法	5 なし
目	01	議会費		予算現額	352,347,000円
細目	001	議員報酬及び費用弁償		負担行為済額	188,160,070円
細々目	01	議員報酬及び費用弁償		配当残額	164,186,930円
節	01	報酬			
細節	01	議員報酬			
細々節					

金額				億				万					円
				¥	1	6	3	2	2	9	9	9	

控除 円 円 円 差引支給額 16,322,999円

件名等 摘要 4 墨議第14号決定 令和4年10月分区議会議員報酬 (32名分) の支出  
 納品場所  
 契約番号 検査検収日 年 月 日

請求書 上記の金額を請求します。 4年10月3日 支払希望日 4年10月25日  
 墨田区長様 請求書番号 支払方法 随時振込  
 住所 東京都墨田区 [REDACTED]  
 氏名 [REDACTED] 外31名  
 金融機関名 [REDACTED]  
 預金種別 [REDACTED] 口座番号 [REDACTED]  
 口座名義人 [REDACTED]

領収書 収入印紙 上記の金額を領収しました。 年 月 日 支払印  
 墨田区会計管理者様  
 住所 (職名)  
 氏名 印



4 / 区一般

起票者 大胡 三沙緒

(電話: )

(証拠書類)	<input type="checkbox"/> 下記帳票分を含む	<input type="checkbox"/> 下記帳票に添付
	-	-
	-	-
	-	-

令和4年10月分 議員報酬内訳書

役職名	氏名	報酬	課税対象額	扶養人数	所得税	住民税	非課税	返引支給額	備考	国内控除額 控除特	その他	源泉徴収額 返戻金	返引額合計	全額引合計額	手取支給額	氏名	
																	当年度
副委員長		626,000	626,000														
副委員長		626,000	626,000														
副委員長		607,000	607,000														
副委員長		784,000	784,000														
		607,000	607,000														
		607,000	607,000														
委員長		607,000	607,000														
委員長		649,000	649,000														
議長	木内 清	607,000	607,000														
		913,000	913,000														
委員長		649,000	649,000														
副委員長		626,000	626,000														
		607,000	607,000														
委員長		607,000	607,000														
委員長		649,000	649,000														
副委員長		649,000	649,000														
副委員長		626,000	626,000														
委員長		649,000	649,000														
副委員長		626,000	626,000														
委員長		649,000	649,000														
副委員長		649,000	649,000														
副委員長		607,000	607,000														
副委員長		626,000	626,000														
委員長		649,000	649,000														
副委員長		607,000	607,000														
委員長		649,000	649,000														
副委員長		626,000	626,000														
委員長		649,000	649,000														
副委員長		649,000	649,000														
副委員長		626,000	626,000														
副委員長		649,000	649,000														
副委員長		626,000	626,000														
副委員長		626,000	626,000														
副委員長		607,000	607,000														
合計		20,517,000	20,517,000														

省 庁

口座計 20,517,000 32名  
現金計 0名  
口座計 16,322,999 32名  
現金計 0名  
所得税 2,262,301 - 住民税 1,849,900 - 各種控除 81,800 = 16,322,999  
+ 所得税(口座振込22名分) 2,262,301 + 住民税(口座振込24名分) 1,849,900 + 各種控除(口座振込22名分) 81,800 = 4,194,001  
現金合計 16,322,999

書記	主査	次長	局長	副議長	起案	5月19日	庶務	調査
					決定	5月19日		
					施行	月 日		
					廃棄	年度		
公開・部分公開・非公開(不開示理由)								

別紙7

欠 席 届

私は、都合のため、5月19日の各派代表者会を欠席いたしますので、届け出ます。

令和4年5月19日

墨田区議会副議長

じんの 博 義 様

墨田区議会議長

木 内 清

書記	主査	次長	局長	副議長	起案	5月19日	庶務	調査
					決定	5月19日		
					施行	月 日		
					廃棄	年度		
公開・部分公開・非公開(不顯示理由)								

欠 席 届

私は、都合のため、5月19日の  
各派交渉会を欠席いたしますので、  
届け出ます。

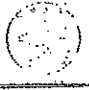
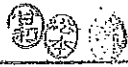


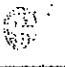
令和4年5月19日

墨田区議会副議長

じんの 博 義 様

墨田区議会議長

木 内 清

書記	主査	次長	局長	副議長	起案	5月20日	庶務	調査
					決定	5月20日		
					施行	月 日		
					廃棄	年度		
公開・部分公開・非公開(不開示理由)								

欠 席 届

私は、都合のため5月20日の議会  
運営委員会を欠席いたしますので、届  
け出ます。

令和4年5月20日

議会運営委員長

加 藤 拓 様

墨田区議会議長

木 内 清

書記	主査	次長	局長	副議長	起案	5月20日	庶務	調査
					決定	5月20日		
					施行	月 日		
					廃棄	年度		
公開・部分公開・非公開(不開示理由)								

欠 席 届

私は、都合のため、当分の間、各派交渉会を欠席いたしますので、届け出ます。

令和4年5月20日








墨田区議会副議長

じんの 博 義 様

墨田区議会議長

木 内 清



書記	主査	次長	局長	副議長	起案	5月24日	庶務	調査
					決定	5月24日		
					施行	月 日		
					廃棄	年度		
公開・部分公開・非公開(不開示理由)								

欠 席 届

私は、都合のため5月24日の議会運営委員会を欠席いたしますので、会議規則第2条第1項の規定により届け出ます。

令和4年5月24日

議会運営委員長

加 藤 拓 様

墨田区議会議長

木 内 清

書記	主査	次長	局長	副議長	起案	5月25日	庶務	調査
					決定	5月25日		
					施行	月 日		
					廃棄	年度		
公開・部分公開・非公開(不開示理由)								

欠 席 届

私は、都合のため、5月25日の企画総務委員会を欠席いたしますので、会議規則第2条第1項の規定により届け出ます。

令和4年5月25日

企画総務委員長

田 中 邦 友 様

墨田区議会議長

木 内 清

書記	主査	次長	局長	副議長	起案	5月25日	庶務	調査
					決定	5月25日		
					施行	月 日		
					廃棄	年 度		
公開・部分公開・非公開(不表示理由)								

欠 席 届

私は、都合のため、5月25日の子ども文教委員会を欠席いたしますので、会議規則第2条第1項の規定により届け出ます。

令和4年5月25日

子ども文教委員長

沖 山 仁 様

墨田区議会議長

木 内 清

書記	主査	次長	局長	副議長	起案	5月25日	庶務	調査
					決定	5月25日		
					施行	月 日		
					廃棄	年度		
公開・部分公開・非公開(不開示理由)								

欠 席 届

私は、都合のため5月25日の議会運営委員会を欠席いたしますので、会議規則第2条第1項の規定により届け出ます。

令和4年5月25日

議会運営委員長

加 藤 拓 様

墨田区議会議長

木 内 清

書記	主査	次長	局長	副議長	起案	5月26日	庶務	調査
					決定	5月26日		
					施行	月 日		
					廃棄	年度		
公開・部分公開・非公開(不開示理由)								

欠 席 届

私は、都合のため5月26日の議会運営委員会を欠席いたしますので、会議規則第2条第1項の規定により届け出ます。

令和4年5月26日

議会運営委員長

加 藤 拓 様

墨田区議会議長

木 内 清

書記	主査	次長	局長	副議長	起案	5月27日	庶務	調査
					決定	5月29日		
					施行	月 日		
					廃棄	年度		
公開・部分公開・非公開(不開示理由)								

欠 席 届

私は、都合のため5月27日の議会運営委員会を欠席いたしますので、会議規則第2条第1項の規定により届け出ます。

令和4年5月27日

議会運営委員長

田 中 邦 友 様

墨田区議会議長

木 内 清

書記	主査	次長	局長	副議長	起案	5月27日	庶務	調査
					決定	5月29日		
					施行	月 日		
					廃棄	年度		
公開・部分公開・非公開(不開示理由)								

欠 席 届

私は、都合のため、当分の間、食品ロス削減対策特別委員会を欠席いたしますので、会議規則第2条第1項の規定により届け出ます。

令和4年5月27日






食品ロス削減対策特別委員長

はねだ 福 代 様

墨田区議会議長

木 内

清

書記	主査	次長	局長	副議長	起案	5月27日	庶務	調査
					決定	5月28日		
					施行	月 日		
					廃棄	年度		
公開・部分公開・非公開(不開示理由)								

欠 席 届

私は、都合のため、当分の間、災害  
 対策特別委員会を欠席いたしますので、  
 会議規則第2条第1項の規定により届  
 け出ます。

令和4年5月27日

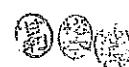
災害対策特別委員長

高 柳 東 彦 様

墨田区議会議長

木 内 清



審記	主査	次長	局長	副議長	起草	5月27日	庶務	調査
					決定	5月27日		
					施行	月 日		
					廃棄	年度		
公開・部分公開・非公開(不表示理由)								

欠 席 届

私は、都合のため、当分の間、議会改革特別委員会を欠席いたしますので、会議規則第2条第1項の規定により届け出ます。

令和4年5月27日

議会改革特別委員長

加 納 進 様

墨田区議会議長

木 内

清

書記	主査	次長	局長	副議長	起案	5月30日	庶務	調査
					決定	5月30日		
					施行	月 日		
					廃案	年度		
公開・部分公開・非公開(不開示理由)								

欠 席 届

私は、都合のため、当面の間、議会運営委員会を欠席いたしますので、会議規則第2条第1項の規定により届け出ます。

令和4年5月30日

議会運営委員長

田 中 邦 友 様

墨田区議会議長

木 内 清

書記	主査	次長	局長	副議長	起案	6月6日	庶務	調査
					決定	6月6日		
					施行	月 日		
					廃案	年度		
公開・部分公開・非公開(不開示理由)								

欠 席 届

私は、都合のため、当分の間、子ども文教委員会を欠席いたしますので、会議規則第2条第1項の規定により届け出ます。

令和4年6月6日

子ども文教委員長

じんの 博 義 様

墨田区議会議長

木 内 清

書記	主査	次長	局長	副議長	起案	6月6日	庶務	調査
					決定	6月6日		
					施行	月 日		
					廃案	年度		
公開・部分公開・非公開(不開示理由)								

欠 席 届

私は、都合のため、当分の間、地域産業都市委員会を欠席いたしますので、会議規則第2条第1項の規定により届け出ます。

令和4年6月6日

地域産業都市委員長

坂 井 ユカコ 様

墨田区議会議長

木 内 清

書記	主査	次長	局長	副議長	起案	6月6日	庶務	調査
					決定	7月6日		
					施行	月 日		
					廃棄	年 度		
公開・部分公開・非公開(不開示理由)								

欠 席 届

私は、都合のため、当分の間、区民福祉委員会を欠席いたしますので、会議規則第2条第1項の規定により届け出ます。

令和4年6月6日

区民福祉委員長

と も 宣 子 様

墨田区議会議長

木 内 清

書記	主査	次長	局長	副議長	起案	9月30日	庶務	調査
					決定	9月30日		
					施行	月 日		
					廃棄	年度		
公開・部分公開・非公開(不開示理由)								

欠 席 届

私は、都合のため、当分の間、決算特別委員会を欠席いたしますので、会議規則第2条第1項の規定により届け出ます。

令和4年9月30日

決算特別委員長

しもむら 緑 様

墨田区議会議長

木 内 清

書記	主査	次長	局長	副議長	起案	10月27日	庶務	調査
					決定	10月28日		
					施行	月 日		
					廃案	年度		
公開・部分公開・非公開(不開示理由)								

\*10/21の決特に一時  
出席したため、改めて  
届出を作成

## 欠 席 届

私は、都合のため、当分の間、決算特別委員会を欠席いたしますので、会議規則第2条第1項の規定により届け出ます。

令和4年10月28日

決算特別委員長

しもむら 緑 様

墨田区議会議長

木 内 清

確認印	
-----	--

支出命令書(一般)通常

単件 伝票番号 0029607 - 001

年度	4	会計	01 区一般会計	所属	771000 区議会事務局
予算区分	0	現年度予算		起票日	4年11月1日
款	01	議会費		決裁区分	2 課長
項	01	議会費		契約方法	5 なし
目	01	議会費		予算現額	352,347,000円
細目	001	議員報酬及び費用弁償		負担行為済額	208,527,070円
細々目	01	議員報酬及び費用弁償		配当残額	143,819,930円
節	01	報酬			
細節	01	議員報酬			
細々節					

金額				¥	1	6	1	7	2	9	9	9
----	--	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

控除 円 円 円 差引支給額 16,172,999円

摘要 4 墨議第14号決定 令和4年11月分区議会議員報酬(32名分)の支出

納品場所

契約番号

検査検収日 年 月 日

4年11月1日

支払希望日 4年11月25日

請求書番号

支払方法 随時振込

住所 東京都墨田区

氏名 外31名

金融機関名

預金種別

口座番号

口座名義人

領収書 収入印紙

上記の金額を領収しました。 年 月 日

墨田区会計管理者 様

住所(職名)

氏名

支払印



4 / 区一般

起票者 大胡 三沙緒 (電話: )

[証拠書類]	<input type="checkbox"/> 下記帳票分を含む	<input type="checkbox"/> 下記帳票に添付





## 木内議長の議会欠席又は退席状況

	開会日	会議名	関連事案	欠席・退席等の状況
1	5月19日	各派代表者会		欠席
2	5月19日	各派交渉会		欠席
3	5月20日	各派交渉会		欠席
4	5月20日	議会運営委員会		欠席（特別出席者）
5	5月24日	議会運営委員会		欠席（特別出席者）
6	5月25日	5月臨時会	議長退席要求	途中退席 採決時出席
7	5月25日	子ども文教委員会（本会議休憩中）		欠席（特別出席者）
8	5月25日	企画総務委員会（本会議休憩中）		欠席（特別出席者）
9	5月25日	議会運営委員会（本会議休憩中）		欠席（特別出席者）
10	5月26日	各派交渉会		欠席
11	5月26日	議会運営委員会		欠席（特別出席者）
12	5月27日	定例会招集議会	議長退席要求	途中退席
13	5月27日	各派交渉会		欠席
14	5月27日	議会運営委員会		欠席（特別出席者）
15	6月6日	各派交渉会		欠席
16	6月6日	議会運営委員会		欠席（特別出席者）
17	6月10日	各派交渉会		欠席
18	6月10日	議会運営委員会		欠席（特別出席者）
19	6月13日	定例会6月議会	議長不信任決議	開会後退席
20	6月14日	定例会6月議会		開会後退席
21	6月15日	定例会6月議会		採決時出席
22	6月15日	子ども文教委員会（本会議休憩中）		欠席（特別出席者）
23	6月15日	地域産業都市委員会（本会議休憩中）		欠席（特別出席者）
24	6月15日	議会運営委員会（本会議休憩中）		欠席（特別出席者）
25	6月15日	災害対策特別委員会		欠席（特別出席者）
26	6月15日	食品ロス削減対策特別委員会		欠席（特別出席者）
27	6月15日	議会改革特別委員会		欠席（特別出席者）
28	6月21日	子ども文教委員会		欠席（特別出席者）
29	6月22日	地域産業都市委員会		欠席（特別出席者）
30	6月23日	区民福祉委員会		欠席（特別出席者）
31	6月29日	各派交渉会		欠席
32	6月29日	議会運営委員会		欠席（特別出席者）
33	6月30日	定例会6月議会		採決時出席
34	6月30日	子ども文教委員会（本会議休憩中）		欠席（特別出席者）
35	6月30日	議会運営委員会（本会議休憩中）		欠席（特別出席者）

36	7月4日	子ども文教委員会（区内施設調査）		欠席（特別出席者）
37	7月5日	地域産業都市委員会（区内施設調査）		欠席（特別出席者）
38	7月6日	区民福祉委員会（区内施設調査）		欠席（特別出席者）
39	7月8日	食品ロス削減対策特別委員会		欠席（特別出席者）
40	7月12日	議会改革特別委員会		欠席（特別出席者）
41	7月21日	災害対策特別委員会		欠席（特別出席者）
42	8月26日	食品ロス削減対策特別委員会		欠席（特別出席者）
43	8月29日	災害対策特別委員会（現地視察）		欠席（特別出席者）
44	9月5日	各派交渉会		欠席
45	9月5日	議会運営委員会		欠席（特別出席者）
46	9月9日	各派交渉会		欠席
47	9月9日	議会運営委員会		欠席（特別出席者）
48	9月12日	定例会9月議会		開会後退席
49	9月13日	定例会9月議会		開会後退席
50	9月14日	定例会9月議会		開会後退席
51	9月15日	議会改革特別委員会		欠席（特別出席者）
52	9月21日	子ども文教委員会		欠席（特別出席者）
53	9月22日	地域産業都市委員会		欠席（特別出席者）
54	9月26日	区民福祉委員会		欠席（特別出席者）
55	9月29日	各派交渉会		欠席
56	9月29日	議会運営委員会		欠席（特別出席者）
57	9月29日	食品ロス削減対策特別委員会		欠席（特別出席者）
58	9月30日	定例会9月議会	議長辞職勧告決議	採決及び決算の委員会付託のみ出席
59	9月30日	決算特別委員会		欠席（特別出席者）
60	10月18日	議会改革特別委員会		欠席（特別出席者）
61	10月21日	決算特別委員会	特別出席を求めない 動議	冒頭出席をしたが、 動議により休憩 →協議により退席
62	10月24日	各派交渉会		欠席
63	10月24日	議会運営委員会		欠席（特別出席者）
64	10月26日	議会運営委員会		欠席（特別出席者）
65	10月27日	定例会10月緊急議会	議長の出欠を協議 40分遅れて開会	採決時出席
66	10月27日	区民福祉委員会（本会議休憩中）		欠席（特別出席者）
67	10月27日	議会運営委員会（本会議休憩中）		欠席（特別出席者）
68	10月28日	決算特別委員会		欠席（特別出席者）
69	10月31日	決算特別委員会		欠席（特別出席者）

70	11月1日	決算特別委員会		欠席（特別出席者）
71	11月2日	決算特別委員会		欠席（特別出席者）
72	11月4日	決算特別委員会		欠席（特別出席者）
73	11月8日	決算特別委員会		欠席（特別出席者）
74	11月10日	決算特別委員会		欠席（特別出席者）
75	11月21日	各派交渉会		欠席
76	11月21日	議会運営委員会		欠席（特別出席者）
77	11月25日	各派交渉会		欠席
78	11月25日	議会運営委員会		欠席（特別出席者）
79	11月28日	定例会 11月議会		開会後退席
80	11月29日	定例会 11月議会		開会後退席
81	11月30日	定例会 11月議会	報酬減額条例議決	採決時出席
82	11月30日	子ども文教委員会（本会議休憩中）		欠席（特別出席者）
83	11月30日	地域産業都市委員会（本会議休憩中）		欠席（特別出席者）
84	11月30日	区民福祉委員会（本会議休憩中）		欠席（特別出席者）
85	11月30日	議会運営委員会（本会議休憩中）		欠席（特別出席者）

※「墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」第2条の2（議員報酬の減額）との関係について

議長の委員会出席には、議長としての特別出席（地方自治法第105条関係）と、一委員としての出席（地方自治法第109条各項及び墨田区議会委員会条例第1条関係）があり、今年度、特別出席者としての出席は、10月21日の決算特別委員会での例外を除き、できていない状況である。一方、自らが委員となっている企画総務委員会及び町会・自治会振興特別委員会については、通常どおり出席している。

特別出席者としての欠席が、いわゆる委員としての欠席に当たるかどうかは、疑義があるものと思料されるが、自ら所属する委員会には出席していること、また本会議においても、途中退席、採決時出席、開会後退席等があるものの、いずれも、法解釈上は、出席に当たるものと考えられることから、「墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」第2条の2に規定する「連続して180日を超えて本会議及び委員会を欠席した場合」の要件には、該当しないものと考えられる。

○地方自治法（抜粋）

（議員報酬及び費用弁償）

第 203 条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。

- 2 普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
- 3 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。
- 4 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

○墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（抜粋）

（通則）

第 1 条 墨田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当については、この条例の定めるところによる。

（議員報酬）

第 2 条 議会の議長、副議長、委員会委員長、同副委員長及びその他の議員(第 3 条において「議長等及び議員」という。)の議員報酬は、別表のとおりとする。

（議員報酬の減額）

第 2 条の 2 議長、副議長、委員会委員長、同副委員長又はその他の議員(以下「議長等又は議員」という。)が連続して 180 日を超えて本会議及び委員会を欠席した場合は、前条の規定にかかわらず、当該議長等又は議員の議員報酬を減額して支給する。

2 前項の規定により支給する議員報酬の月額、別表に定める議員報酬の月額から、当該議長等又は議員が本会議又は委員会(以下この項及び次項において「会議」という。)を欠席した日から当該欠席後最初に会議に出席した日の前日までの期間(以下「欠席期間」という。)の区分に応じて、同表に定める議員報酬の月額に次の表に定める減額の割合を乗じて得た額を減じた額とする。

欠席期間	減額の割合
180 日を超え 365 日以下の場合	100 分の 20
365 日を超える場合	100 分の 50

3 前項の規定は、欠席期間が 180 日を超える日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から、当該欠席後最初に会議に出席し

た日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)まで適用する。

(議員報酬の支給方法)

第3条 議員報酬は、月の初日から末日までの期間を単位として、毎月分の議員報酬をその月の末日までに支給する。

2 議長等及び議員には、その職に就いた日からそれぞれ議員報酬を支給する。

3 議長等及び議員が任期満了、辞職、失職、除名又は議会の解散によりその職を離れたときは、その日まで議員報酬を支給する。

4 議長等及び議員が死亡によりその職を離れたときは、その月の末日まで議員報酬を支給する。

別表

区分	議員報酬の月額
議長	913,000 円
副議長	784,000 円
委員会委員長	649,000 円
同 副委員長	626,000 円
その他の議員	607,000 円